

広島地方裁判所委員会（第43回）議事概要

第1 開催日時

令和2年2月4日（火）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所第2会議室

第3 出席者

[委員] 佐伯美香，團藤丈士，寺尾昌幸，中川和思，野田和裕，橋本 晋，藤川和俊，藤澤孝彦，山崎正数（敬称略 五十音順）

[説明者] 益田民事調停委員，江口民事調停委員，矢延簡易裁判所判事，國本簡易裁判所庶務課長，寺田主任書記官，大橋主任書記官，佐伯総務課課長補佐

[事務担当者] 森本事務局長，廣澤事務局次長，寺田民事首席書記官，加島刑事首席書記官

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者）

1 委員長選任

互選により團藤委員が委員長に選任された。

2 前回委員会が出された意見に対する検討，取組状況等

別紙第1のとおり報告された。

3 議事「簡易裁判所の利用促進について」

(1) 國本簡易裁判所庶務課長により簡易裁判所手続の概要説明を行った。

(2) 益田民事調停委員，江口民事調停委員，矢延簡易裁判所判事，國本簡易裁判所庶務課長，寺田主任書記官及び大橋主任書記官により，民事調停事件期日のロールプレイを行った。

(3) 委員による意見交換（別紙第2のとおり）

4 次回期日及びテーマ等について

令和2年9月9日（水）午後3時から，法教育について意見交換することと

した。

(別紙第1)

◆：前回の地裁委員会では、「裁判員裁判について」というテーマの下、要旨次の意見を頂きました。頂いた御意見は、

- ・ 裁判員の辞退率改善には、早期からの教育が重要である。
- ・ 裁判員候補者と同様に、雇用者へのアプローチが必要ではないか。
- ・ 出前講座については受け身ではなく、裁判所から積極的に打って出るという姿勢が求められるのではないか。
- ・ 最高裁判所のブランドの活用はできないか。
- ・ 裁判所、裁判官はまだ一般市民には縁遠い、敷居が高いというイメージがあるので、昨年裁判官によるリレーコラムを新聞に掲載したように、その脱却を目指す必要がある。
- ・ 裁判員経験者が単に参加してよかったというのではなく、参加してどういふ点が良かったのか、どういふ点で苦労したのか、ある程度具体的なイメージがわくような取組ができないか。

その他、多数の御意見を頂きました。

前回以降の裁判所の取組について御紹介いたします。まず、昨年8月23日には、高校生による模擬裁判員裁判を実施しました。裁判員役、検察官役、弁護人役を高校生に演じてもらい、強盗致傷事件の判決について、当庁の若手裁判官3人とともに考えていただきました。また、お昼には裁判官を交えたランチミーティングを行い、高校生の皆さんからは、裁判官の日常生活や学生時代の話で盛り上がり、親睦を深めました。

次に、出前講座についても、昨年12月に熊野東中学校に裁判官2名を派遣したり、本年1月には裁判所からの私立高校にアプローチしまして、高校生による模擬裁判を行いました。裁判官はガーベル（ハンマー）を持ち込んで、「これは実際には使いません」と言いつつ話を進めるなどフレンドリーに接した結果、休憩時間でも裁判官の周りに人だかりができて質問が集中するなど、ハードルの高

さを下げることができたと実感しております。

また、民間企業に対しては、昨年11月に福山市の会社に裁判官が裁判員制度の説明のために訪問しており、社員の方から熱心な質問を頂いております。

福山市などのいわゆる備後地区のみならず、前回の委員会で御指摘のありました県北部の学校・企業等につきましても、今まで調停制度の説明などで市役所等に赴いているところではありますが、裁判員制度関連の広報も併行して、今後も開拓を続けていきたいと考えております。

その他、頂いた御意見については上級庁の協力を得ながら鋭意取り組んでいく所存です。

以 上

(別紙第2)

■：まず冒頭、簡易裁判所の庶務課長のほうから、簡易裁判所で行われている手続について概要の御説明をして、また、非公開の手続であるがゆえに、ふだん目につくことがない民事調停について、どのように行われているのかという一端をロールプレイでご覧いただきました。これまでの手続説明あるいはロールプレイに関しまして、何か御質問等がございましたら、出演者も実際に実務を行っている者を揃えておりますから、ここでのロールプレイの中身だけではなくて、調停委員とは何ぞやとか、何で簡易裁判所の裁判官は、「では私はほかの事件がありますから、これで」と言って去ってしまうのかとか、いろいろ皆さんも見ていて、何だろうかと思われるところもあるかと思います。どんな点でも結構ですので、御質問等がございましたら、どうぞ御遠慮なくおっしゃってください。

●：この度の委員会の趣旨とずれるかもしれないのですが、今のロールプレイの中ではスナックのママがキーマンだと思うのですが、その方が見つからないということで、それで解決したほうが良いようなことになっているのですけれども、流れの中でそういう方を捜すことはしないのでしょうか。やっぱり、その方の証言というのは大きな判断基準になるのではないのかなというふうに、素人的な質問で申し訳ないのですが、実際にはそういう第三者といたらおかしいですけども、重要な関係者がおられる場合については、その方に何か質問するであるとか、そういう状況を説明してもらおうであるとかというような手続はないのでしょうか。

※注 ロールプレイの事案は、スナックの客であった申立人が、同店のホステスであった相手方に対し貸金100万円の返還を請求しているが、相手方は贈与を受けたものとして争っているというものである。スナックのママが両者の仲介をして金銭の受け渡しが行われたが、同人は現在音信不通という設定である。

◆：事実の調査ということもあることはあるのですが、本件の場合には行方不明とい

うことで、両者ともママにどうしても連絡をとってという形にはなっておりませんので、ママからはそういう証言は得られないという前提での話し合いになってしまっておりまね。ただ、この人に聞けば分かるのだということがあれば、しかも連絡がつくようなことがあれば、その人の陳述書を出してもらったりとか、いろいろ連絡をとって、その人の客観的な証言のようなものを出してみてください、主張としてこちらへ持ってきてくださいということはありません。

●：今回の場合、事実認定は実際どんな形になるのでしょうか。20万円が払い出されていることは、一応貸したということを前提にされている、そういう事実認定があったのかなと思ったのですが、そうだとしたら、この20万円という数字はどういうふうに出てきたのかなと疑問に思います。

◆：何が答えかというのは、なかなか難しいと思うのです。手元に詳しい資料が一応あるようですけども、この20万円という数字をどう見るかですね。100万円の請求について、相手方に感謝の気持ちもあるし、ある程度支払ってもいいかなという気持ちもありますので、貸金であるということは認めないけれども、紛争の解決手段として、ある程度のお金を払うこともあり得るわけです。

ですから、これが貸金であったか贈与であったかを確定しなければ解決がつかないという問題ではないのかもしれない。特に事実認定という言葉が出たのですが、事実認定をしなくても、曖昧な形にしたままで紛争解決というのはあり得る場合があるのですね。確かに事実認定を前提にしたほうがいいことはいいのですが、我々が時々やるのが、事実がどちらであろうと紛争の解決としてはどうしたいですかという形で、まずこちらから答えを出す前に両者にアプローチを、どういう解決方法を望むかということを考えてもらうと。

そうすると、割とおのずと、貸したほうは貸したほうで、貸したと言っているのだけれど後ろめたいこと、あるいは証拠が足りないことを認識している。贈与

だと言っているほうも、仮に貸金でなくても贈与でも、とにかく世話になったのは事実だから感謝の気持ちを出したいと、そういうのもあり得るのですね。ですから、そういった場合で一定の金額に両者が合致すると、それはそれで解決になるということもあるので、20万円になったからどっちに決めたかという問題とは、ちょっとずれるかもしれません。

●：その流れで仮に調停に代わる決定があったとすると、その決定に対する不服申立てとか、決定の拘束力とか、そのあたりはどんな感じになるのですか。

◆：異議が出ればそういう効力はなくなります。

●：一旦20万円で解決しました。1年くらい経って、あのときは残りのその余の請求は放棄すると調停したけれど、やっぱり納得いかないということでもう一回調停を申し立てたりしたら、どんな扱いになるのですか。もう即無効なのですか。

◆：無効だろうとは思いますが、ただ、やはり相手方次第だろうと思います。もう一回お話ししましょうかという場合もあり得ると思うのです、いろんなパターンがあるので。ただ、一旦調書ができますと、要するにこれは調書としての執行力など、法律上の効力がこれで決まります。お互いに債権債務はないということ、これが前提になりますので、そういう申立てをしても駄目といえば駄目なのですが。

ただ、調停としてどうするかということになりますと、相手方次第の部分もあるので、いろいろな情報の中で、事前に相手方が一度話し合いたいと言っているようだということがあれば、相手方を呼び出すということもあり得ると思います。

- ：もう一つ。飲み屋の請求の時効とかいうのがあったような気がしますが。
- ：これは飲み代ではないので。飲み屋の請求の時効は現行法だと1年ですが、3年に改正されますので。
- ：今回、それと違うのですが、何か時効になったものは、もちろん調停は扱ってもらえないということですか。
- ◆：時効を援用するかどうかは、時効の利益を受ける側の自由です。でも、これは時効ですよねという形で申立て段階では指摘するかもしれませんがね。いろんな場合がありますして、時効は言いたくない、やっぱり借りたものは返したいという相手方もいらっしゃいますので、時効期間を徒過しているから受け付けないという問題ではない。
- ：今回100万円返してくださいという話で、実際調停にかかった費用というのは、ここに書いてある貼用印紙と郵便切手、この二つだけということですか。
- ：あとは出頭に交通費がかかれば、それは御負担いただくと。
- ：そうすると、この5000円と940円が今回申し立てるのに必要な費用ということですか。かなり安いなと思ひまして。
- ：民事調停の場合、申立ての手数料を算定する基礎となる金額は、同じ請求内容を訴訟でやる場合の半額をベースとして計算をしますが、計算の仕方がややこしいので半額になると申し上げると厳密には異なるのですが、訴訟よりも大分お手頃であるという。

●：そうするとコスト的にいうと、支払督促も訴訟の半額と書いてありますけど、変わらない感じなのですか。調停と支払督促はベースも同じような費用で可能だと考えていいわけですか。

■：そんな感じですか。

●：申立人が申し立てるのはいいのですが、相手方が来なかったらどうなるのでしょうか。「私はそんなことは知らないよ」というようなときは。

◆：そういう場合もありますね。そういう場合にどうするかというのは難しいですけども、要するに合意の形成のしようがないということになりますと、不成立という形で終わらざるを得ない。

●：そのときは、どうしても解決を望むということであれば、裁判しかないのですか。

◆：訴訟のほうに移行するということになりますかね。

●：簡易裁判所のこれらの4つの手続がありますが、これらは全て、相手方が出てこなかったらそれ以上進まないというものなのではないでしょうか。

◆：調停に関しては、制度として双方の合意が最終的な解決になりますので、それが一つの特徴でもあり、欠点ともいえます。訴訟の場合、強制力があるわけですが、調停の場合、基本的には双方の互譲、譲り合いということになっておりますので、そういう点ですかね。

■：訴訟の場合は、呼出しを受けて、呼出状が送達されているにもかかわらず来ないと、原告の言っていることを認めたもの、自白したものとみなすという擬制自白という制度がありますから、それによって普通の場合は原告勝訴の判決が出ると思います。ただ、それに基づき執行するときに財産がどれだけあるかとかという話がありますから、話合いで払おうと思っている人だったら、要はフローからお金を捻出して払ってくれるわけですが、無理やり強制執行しようと思うとストックのほうに行かなければいけないので、キャッシュフローはあるけどストックを持ってない人からは回収がなかなか思うようにいかないというところがあるので、話合いによる解決というのは、そういうフローを解決に使えるという面があると思います。

●：支払督促とか通常訴訟、少額訴訟、これらは相手方が出てこなければ、もうそれで申立人の言うとおりになるのでしょうか。

■：支払督促は相手方が出てくるという期日がありませんので、もう送るだけですから。

●：万が一こんなことが近くの人に起きた場合には、必ず裁判所に行ってくださいよというふうに助言をすべきなのですね。「無視しなさいよ、大丈夫ですよ。」というわけにはいかないですね。

●：今のお話に関連して、たとえ調停であっても出頭の場面に正当な理由がなければ過料の制裁もあるという規定があったと思うのですが、そういった過料、罰金とは違うけれどもお金を払いなさいという手続があつて、ある程度その出頭が強制されるという法の立てつけになっていると思うのですが、それは活用されてい

ないということでしょうか。

◆：正当な理由がないというのをどうやって認定するかということになるのですよね。結局、申立人の情報だけで相手方の情報が何もないことになると、どっちの言い分が正しいか分からないわけです。もともと調停自体がお互い譲り合いのための制度ですので、来ないと全部過料みたいなことになると、それを言った途端に調停はできなくなるのではないかという感じがしますので、ですからあの規定の意味なのですが、いろんな場合があるので、なかなか運用として過料の制裁をやっている例はあまり知らないのですが、ちょっとその辺が、制度の趣旨との関連で悩ましいところですよ。

●：単に手続のことが分からないので教えていただきたいのですが、この4つの紛争解決手続の中で、今回の件のように、例えば借用書がある場合は支払督促の手続も使えるとか、そういうことは、簡易裁判所に相談すると誘導していただけるのだらうとは思いますが、事前に、一般の人がこの手続が自分のこのケースには一番ふさわしい、などと判断する基準のようなものはあるのでしょうか。

◆：受付案内センターというのがあるのですが、各手続にはそれぞれメリット、デメリットがあるので、たとえ借用書があつて勝てそうな事案だとしても、裁判で公開の手続でやりたくなくて非公開でやりたいというような方もいらっしゃるかもしれないのです。あと費用のこともありますし、出頭するときに金額によっては、自分が出ない場合は弁護士でないと代理ができないという地方裁判所の事件なんかもありますので、その方の御希望を聞いて、こちらとしては手続が4種類あることはお伝えして、費用の面とか今後の手続の面を説明して、なかなか、この中で、あなたにはこの手続がよろしいかと思えますということには言ってないです。選んでいただくのは、飽くまで御本人さんで、その材料を提供するというと

ころになっております。

- ：裁判所は、手続はどういうものかという御説明までしかできないのですね。あなたのこの紛争の中身だと、これがいいですよというのは、それは弁護士さんがおやりになる法律相談ですね。裁判所ができるのは、手続としてはこういうものがあります、こういうものがあります、こういうものもあります、あとはあなたが考えてくださいねという、そこまでです。

今いろいろ御質問も頂いて、ある程度、理解も深めていただけたと思いますが、さてこの簡易裁判所の様々な手続をより多くの皆さんに利用していただくために、どういふふうにしていけばいいのかというあたりについて、忌憚のない御意見を承りたいと思っております。なお、現状を申し上げますと、今見ていただきました民事調停なのですが、かつて消費者金融による貸金返還請求が多かった時代がございます。その後、今度は逆に消費者金融からお金を借りていた人たちが過払い金を請求する事件が急増した時代があって、そういった時期には特定調停という、そういう貸金や過払い金の返還等に特化した調停手続が多く利用された時期がありました。ところが過払い金も峠を過ぎて件数がぐっと減ってきた結果、民事調停の申立て件数は、強気で言って横ばい、より厳密にいうと若干減りつつあるというような状況にあります。そのほかの簡易裁判所の手続も含めてですが、簡易裁判所が市民、国民の皆さんにとって身近な裁判所として更に利用をしていただけるようにするためには、どのような工夫が必要なのかということを考えていきませんと、簡易裁判所の存在意義にも関わってくるということになりかねません。その辺りにつきまして何か御意見がございましたら、お知らせいただければと思います

- ：御質問なのですが、現状として、簡裁を使われる方は、調停とかそういう制度、実際はどういうきっかけで利用されるようになっていることが多いのでしょうか。

要はアンケートでよくありますように、この制度はどういうふうにお知りになりましたかとかいう、そういうたぐいの御質問なのですが。弁護士さんが連れて来られたりされるのですかね。

◆：そうですね。

■：あまり弁護士さんの利活用は多くないのですか。

◆：いや、割と多いのです。それから行政の相談窓口とか、消費者相談とか、そういったところで聞いてこられる方が多いと思います。弁護士相談もかなりあると思いますね。ただ、弁護士さん自身があまり調停のほうに持ってこられることはないのではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

●：そうですね。結局相談を受けて、それで紛争をどうやって解決するかというのを考えるわけですが、裁判所にいろんな手続があるのですけれども、通常その前に、私たちは相手方と交渉します。内容証明郵便を送ったり、いろんな交渉をして、それで解決すれば一番早いですから、それをまずやります。それでもまとまらないというものを裁判所に持ち込みます。つまり、事前にまとまらなかった、合意できなかったというのが前提であり、一方、調停というのは合意が前提なので、最初から選択肢に入っていないことが多いというのが実情です。ということで、民事調停はあまり私も経験していません。

◆：弁護士さんがついて、それを調停に持ち出すことは余りされてないわけなのですね。

●：はい。

◆：例えば相談があつて、依頼者から案件を受けない場合もありますよね。その方がどこへ次は相談に行ったらいいかというのを相談された場合には、どうされているのですか。

●：それは個別なので、事件ごとによろと思ひますけども、自分で受けられないというのは、例えば、ほとんど証拠がないので勝てないという場合に、「それでも裁判をやりますか」というような話はします。

◆：それでもやると言われた場合はどうされますか。

●：それでもやると言われた場合には、やはり、まず相手方と交渉に入っていきます。

◆：では、それは御自身で受けるという前提での話になっているわけですね。

●：はい。

◆：そういった場合に、例えば裁判所に行って調停を申し立てたらどうですかというような形の提案はしないのですか。弁護士さんとしてはその辺がどうなのかなと思つて。我々からすると、弁護士さんに受けてもらえなかったけど、調停にでも行ったらどうですかという形で来た人の話は割と聞くものですから、委員はあまり御自身ではやってないということなのですね。

●：はい。

◆：来ていただくと、こちらとしては、とにかく当事者同士の話し合いでうまくいかなくても、調停委員会が間に入って調整の余地はあると考えていますので、例えば今委員が言われましたように、相手方と交渉してうまくいかないと、それでも来ていただければ、場合によっては調整の余地はあるのではないかというふうには、こちらは考えてはいるのですが。

●：なるほど、これからは、そういうアドバイスもします。

●：弁護士さんに御相談に行く場合でも、例えば無料法律相談とか、ああいう場合は相談を受けた弁護士さんが自分で準備しないというのが普通だと思いますので、そういうときはこういう状況ならお金もかからないし、解決ができるかもしれないから調停という制度もあるよというようなことをお知らせすると、多少そういう制度の利用につながる可能性はあるのかなというふうには思いますけど、そういうところはいかがでしょう。

●：おっしゃるとおりですね。ただ、今おっしゃった無料法律相談であっても、弁護士が受任できるのも結構多いと思っておりまして、本当に受任できない場合はいろんなメニューを示すということはあると思います。

■：相談という観点からいくと、消費生活相談等もあるように思います、そのあたりはどうでしょうか。

●：県生活センターということでいいますと、消費生活相談ももちろん受けますが、いわゆる一般のよろず相談的な近隣トラブルでなどの相談も受け付けております。例えば県内で1位、2位を争うぐらい多い不動産貸借の敷金返還のトラブルでいいますと、自分が壊したり汚したりした訳ではないのに、高額な修繕費用を引か

れているという相談であれば、少額訴訟という制度もありますということをお話ししたり、近隣トラブル、騒音とかごみ、そういったものについても調停を御紹介したりということは行ってはおります。

ただ、相談員も年ごとに替わったり、全員が制度を熟知しているかという課題もあるので、県のセンターでは実際に裁判所を見学させていただいたり、研修を行ったこともございます。スキルとしては一定のものを身に付けていると思っておりますが、市町のいわゆる市民相談、町民相談みたいなどの相談員が調停制度につなげるだけの知識、例えば、調停はどういう場合に繋いだらよくて、そこで何がどう処理されているか等が分かっているのかなと思うと、そこはもう少し、裁判所のほうからも紹介というか、研修をしてもらったらという思いがあります。

■：ありがとうございます。実は最高裁のほうで民事調停の利用が今一つ振るわな一因が認知度が低いというところを分析結果として挙げてはいるんですが、今のお話のもうちょっと認知度を高めなければいけないというところにつながってくるんだと思うんですが、じゃあどうやって認知度を高めていけばいいかというあたりについて何か、裁判所はぼうっとしてないで、こういうことをやってみたらどうだというような御意見、御指摘、御叱責等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

●：端的に弁護士会の無料法律相談は市民権があると思うのですが、裁判所のほうでは、そういう無料の簡易裁判所説明会みたいなものはやっておられるのですか。

■：実は入口のところに受付案内センターというのがあって、そこへどういう手続なのかという御説明はしているのですが。

●：看板とかはあるのですか。

■：看板はありません。

●：何かビラなどでバンと簡易裁判所の受付案内をするというのは。

■：ただ一番ややこしいところは、そのたぐいのことをやりますと、法律相談だと勘違いをされて、それは弁護士さんの法律相談もありがたいけれども、判断をする裁判所が法律相談に乗ってくれるのだったら、そこに持っていけば全て解決するじゃないかという大なる誤解を招きかねないという問題もあって、それが我々、ちょっと尻込みしてしまうところです。

●：誤解を与えない表現を絞って、非常にコストもかからなそうだし、一般的には良さそうな感じがするのですが。

■：実は民事調停協会のほうで相談会をやっておられますよね。何か御紹介いただけるようなことはございますか。

◆：年に1回、調停協会において、基町のアクアの7階か8階で、10月か11月に無料相談会を開催しております。

■：ということで、裁判所がやると誤解を招くので、調停委員の皆さんの団体が年に1回、アクアのバスセンターの上のほうですが、そこで相談会をやっていて、新聞で小さな記事を出していただいていますので、それをもっと、大きく出していただければ効果があるかもしれませんし、地方の情報番組でも大きく取り上げていただけると本当に多くの人を知ることになるのかもしれないと思います。

ただ残念なのは、「やりました」という報道だと、もうあと1年待つのかということになってしまうので、「やります」というところで大々的に取り上げていただけると、すごく有り難いなと思っているところです。

●：率直に感じたことなのですが、私はあまり知識がないので申し訳ないのですが、例えば今回のケースで100万円云々に、弁護士さんのところに行って、この100万円を何とか取り戻したいので、それに対して何かしてくれませんかという話をしたら、弁護士さんというと、いろいろやってくれることはあるわけですよ。一方で調停のほうも手段がある。そうなったときに費用のこととか、どちらが解決に近道なのかということ、使う側としてはそれは思うわけですよ。私が思ったのは、調停というのは相手が来なければ成立しないでしょう。今回の呼出状は、これを出されたら、これだけで来なかったら来ないという話なので、だから電話かけて来てくださいとか、追っかけないのですよね、それが分かっていたとしても。

◆：電話は呼出しの時点ではかけないですけど、照会書が返ってきて、例えば電話番号が書いてあって、何らかの出られない事情で、その日は都合が悪いとか、何らかのアクションがあれば、お電話をさせていただいて、日程変更しましょうかとかいうことはあります。

●：となると能動的、積極的に今回のことを解決するために、申立人から依頼があつて、相手方のあなたも来てくれるようにという、何となく催促っぽい、能動的な活動はされるのですよね。

◆：何らかのアクションがあれば、申立書が来たら、これを裁判所が認めて送ったと誤解される方もいらっしゃるので、その場合は違いますよ、これは相手がそう

書いているので、お話は聞きますよということで、誤解を解くような意味で調停をお勧めする、来ていただきたいということは申し伝えます。

●：PRということなのですが、結局利用する側は調停がいいのか、弁護士さんに相談するのがいいのかという判断が全くできないので、それが調停を使うと、こういうことがあって実績もこのぐらいの問題解決がされていますよというような、そういうものに触れられると、おのずと選択しやすくなるのではないかなと。私も100万円を取り戻すために、どちらにしようかなと考えるぐらいなのでよく分かるのですが、それが分かるようになったら、選択しやすくなるのではないかと思います。

◆：それは御自身で考えていただくしかない。裁判所に相談されても困りますので。

■：言っておられるのは、例えば調停申立ての結果、解決に至ったのはどのぐらいの割合ですかとか、あるいはどのぐらいの期間で解決ができているのかとか、そういった統計データみたいなものを皆さんが分かりやすくすることで判断材料が出るのではないかという御指摘かと思います。そこらあたりはリーフレットの作成とか、そういうこともやっているのですが、ただ、それを大々的に広く流布するというツールを今のところ、残念ながら持ち合わせていないという面が現状ではあるものですから。ただ、そういったところを更に押し進めるべきだという御指摘は非常にごもつともなので、引き続き努力を続けていきたいと思っています。

●：単なる統計データとかだけじゃなくて、例えば調停が成立した当事者の皆さんにアンケートをして、成立不成立は聞きにくいと思いますので、成立した当事者にアンケートをして、何がよかったか、やってみてどうだったかとかいうような感想的なものとか、利用者目線の何かメリットみたいなものを聞けるといいのか

などと思いますけど、そういうことはやっぱり難しいでしょうかね。

■：私も裁判上の和解ならば経験があるのですが、言ってみれば、お互い譲り合っ
てなので、お互い100パーセントは満足していないのですね、訴訟で和解がで
きるときも。だから、きっと調停のときも多分お互い譲り合っ合意ができてい
るのですが、満足度が高いかと言われると、お互い100パーセントではあり得
ない。100パーセント満足していたら譲ってないということになっちゃいます
ので、そうすると、アンケートをとると、あまり芳しくない結果になる可能性が
あるかなと。そこは懸念される場所でもありますし、アンケートに快く御協力
いただけるような御心境なのかというあたりも、ちょっと心もとないところはある
かなと。ケースバイケースだとは思いますが。

●：今リーフレットの話が出ましたけれども、先ほど委員が触れたのですが、その
リーフレットはどこで手に入れたのですかとか、この簡易裁判所の手続はどう
やって知ったのですかとか、そういったことは最初の申立ての段階で聞くと。そ
して、こういうところが多いのだなということ、そのリーフレットを多めに
出すとか、そういったことでも宣伝の効果があるかなと思うのですが。

■：なるほど。初期段階ですね。

◆：ただ譲り合うという形でプラスとマイナスだけの思考でいくと、それだけで計
ると満足度は引き算になってしまうのですが、我々現場でやっております、い
ろいろたっぷりお話を聞かせていただいて、最後に不成立なのですが、それでも
皆さん落胆して帰る方ばかりかというところではなくて、意外にお話を聞いて
いただいただけでもよかったという形での、別な形での感謝を調停委員にされる
方が割といらっしゃるもので、プラスマイナスだけで、利害だけではなくて、どう

いうふうに当事者と向かい合うかというのが、かなり大事なことなのかなと思います。不成立で終わったけれども、別な次元での満足度も持って帰っていただいているような感じもしているのですね。ただ、その辺のところは数値化できませんし、何とも言いがたいところではあるのですが。

- ：できないでもないような気がしますよね、数値化というか、何かできそうな。それはすごくいい情報というか、解決金だけが全てではなく、言い分がはっきりして、解決しなくても次のステップに行くためのことかもしれないので。それはPRしたらいいような気がします。
- ：まずは、そういうデータというか、情報をどう確保するかいうところをいろいろ知恵を絞ってみて、更にそれで情報が得られたら、それをどういうふうに発信していくのかという、そのあたりも更に検討をしていかなければいけないかなと思います。御指摘どうもありがとうございます。ほかはいかがでございましょうか。
- ：裁判員裁判なんかだと、ちょっとした映画みたいな形で、裁判所でいろいろ繰り返しDVDを上映したりとか、配付したりとかいうのがあったので、そういうのも簡裁の関係でお作りになって、簡易裁判所の前で流すとか、どこかで事あるごとに渡して行って、見てくださいというのはいかがでしょうか。
- ：ここの裁判所でも手続説明のDVDが、正面入口を入ったところのモニターで地味に流れておりますが、あまりにも流れ方が地味なので、その利活用も含めて、御指摘を踏まえていろいろ考えたいと思います。今日は本当に貴重な御意見をありがとうございました。

以 上